

瀬戸市職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則をここに  
公布する。

令和2年9月25日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市規則第28号

瀬戸市職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則

瀬戸市職員の給与の支給等に関する規則（昭和39年瀬戸市規則第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(期末手当の支給) 第8条 <省略> 2 条例第20条第1項後段の市長が定める職員は、次に掲げる職員とし、これらの職員には、期末手当を支給しない。 (1) その退職し、又は死亡した日において前項各号のいずれかに該当する職員であった者 (2) その退職の後基準日までの間において次に掲げる者（非常勤職員にあっては、法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「短時間勤務職員」という。）に限る。）となったもの アからエまで <省略> (3) <省略> 3から11まで <省略> (勤勉手当の支給) 第11条 <省略> 2 条例第21条第1項後段の市長が定める職員	(期末手当の支給) 第8条 <省略> 2 条例第20条第1項後段の市長が定める職員は、次に掲げる職員とし、これらの職員には、期末手当を支給しない。 (1) その退職し、 <u>若しくは失職し</u> 、又は死亡した日において前項各号のいずれかに該当する職員であった者 (2) その退職 <u>又は失職</u> の後基準日までの間において次に掲げる者（非常勤職員にあっては、法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「短時間勤務職員」という。）に限る。）となったもの アからエまで <省略> (3) <省略> 3から11まで <省略> (勤勉手当の支給) 第11条 <省略> 2 条例第21条第1項後段の市長が定める職員

は、次に掲げる職員とし、これらの職員には勤勉手当を支給しない。ただし、第2号に掲げる者のうち、勤勉手当に相当する手当が支給されない職員については、この限りでない。

(1) その退職し、又は死亡した日において前項各号のいずれかに該当する職員であった者

(2) <省略>

3から5まで <省略>

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第14条の3 <省略>

2 条例第22条第1項に規定する市長が規則で定める時間は、勤務時間条例第2条第1項に規定する1週間当たりの勤務時間（同条第2項の育児短時間勤務職員等、同条第3項の再任用短時間勤務職員及び同条第4項の任期付短時間勤務職員にあつては、それぞれ同条第2項から第4項までの規定により定められた1週間当たりの勤務時間）を5で除して得た時間に1.9を乗じて得た時間とする。

附 則

(施行期日)

1 <省略>

(管理職手当の額の特例)

2 <省略>

(特殊勤務手当の額の特例)

3 第5条の3第3項の規定による特殊勤務手当の支給日額に関する規定は、条例附則第19項及び第20項に規定する作業に従事する作業に従事した場合の支給日額には、適用しない。

は、次に掲げる職員とし、これらの職員には勤勉手当を支給しない。ただし、第2号に掲げる者のうち、勤勉手当に相当する手当が支給されない職員については、この限りでない。

(1) その退職し、若しくは失職し、又は死亡した日において前項各号のいずれかに該当する職員であった者

(2) <省略>

3から5まで <省略>

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第14条の3 <省略>

2 条例第22条第1項に規定する市長が規則で定める時間は、勤務時間条例第2条第1項に規定する1週間当たりの勤務時間（同条第2項の育児短時間勤務職員等、同条第3項の再任用短時間勤務職員及び同条第4項の任期付短時間勤務職員にあつては、それぞれ同条第2項から第4項までの規定により定められた1週間当たりの勤務時間）を5で除して得た時間に2.1を乗じて得た時間とする。

附 則

1 <省略>

2 <省略>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、この規則による改正後の瀬戸市職員の給与の支給等に関する規則第14条の3第2項の規定は令和

2年4月1日から、附則第3項の規定は令和2年2月1日から適用する。